

第一〇一回

参第二号

公衆浴場法の一部を改正する法律（案）

公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

第三条の二 営業者は、浴場業の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接觸する役務を提供し、又は異性の客に接觸する役務を提供する者に当該役務の提供のために当該個室を使用させてはならない。

第六条第一項中「条件」の下に「若しくは第三条の二の規定」を加える。

第七条第一項中「附した」を「付した」に改め、「第三条第一項」の下に「若しくは第三条の二」を加える。

第八条第一号中「第二条第一項」の下に「又は第三条の二」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に適法に営んでいた改正前の風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条の四第一項に規定する個室付浴場業（その施設が改正前の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定に適合しているものに限る。）及び公衆浴場法第一条第二項に規定する浴場業の施設として個室を設け、異性の客に接觸する役務を提供する者に当該個室を使用させる営業については、この法律の施行の際現に設けられている個室によるものに限り、この法律の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

（風俗営業等取締法の一部改正）

3 風俗営業等取締法の一部を次のように改正する。

第四条の四を削り、第四条の五中「刑法」を「刑法（明治四十年法律第四十五号）」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条を第四条の四とし、第四条の六を第四条の五とする。

第五条第一項中「、第四条の四第四項」を削り、「第四条の五」を「第四条の四」に改める。

第五条の二中「、第四条の四第四項の規定により浴場業の営業の停止を命じたとき」を削り、「第四条の五」を「第四条の四」、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第七条第一項中「、第四条の四第四項」を削り、「第四条の五」を「第四条の四」に、「第四条の六第三項」を「第四条の五第三項」に改め、同条第二項中「又は第四条の四第一項の規定に違反し、若しくは同条第二項の規定に基づく都道府県の条例に違反した者」を削る。

(建築基準法の一部改正)

4 建築基準法の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一 耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物」を「別表第一 耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物（第六条、第二十七条、第二十八条、第三十五条 - 第三十五条の三、第九十条の三関係）」に改める。

別表第二中「別表第二 用途地域内の建築物の制限」を「別表第二 用途地域内の建築物の制限（第二十七条、第四十八条、第八十八条関係）」に改め、同表(い)項第七号中「（風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条の四第一項の個室付浴場業（以下この表において「個室付浴場業」という。）に係るものを除く。）」を削り、同表(ろ)項第一号中「及び（に）項第二号から第四号まで」を「並びに（に）項第二号及び第三号」に改め、同表(に)項第四号を削り、同表(と)項中第三号を削り、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三中「別表第三 日影による中高層の建築物の制限」を「別表第三 日影による中高層の建築物の制限（第五十六条、第五十六条の二関係）」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

5 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十一号中「旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）」の下に「及び公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）」を加える。

第九条の二第一項第一号中「、公衆浴場」を削り、同項第二号中「旅館業法」の下に「及び公衆浴場法」を加える。

(国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

6 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和五十八年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七十七条のうち厚生省設置法第五条の改正規定のうち同条第十七号中「、公衆浴場」を削り、同条第二十八号中「旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）」の下に「、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）」を加える。

第七十七条のうち厚生省設置法第六条の改正規定のうち同条第十七号中「旅館業法」の下に「及び公衆浴場法」を加える。

(罰則に係る経過措置)

7 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる営業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

浴場業の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業に対する現行の規制が善良な風俗を維持するためには不十分であることにかんがみ、当該営業を禁止し、併せて、浴場業の施設として個室を設け、異性の客に接触する役務を提供する者に当該役務の提供のために当該個室を使用させてはならないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。